

高知県立幡多けんみんな病院 滅菌業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 委託業務名

高知県立幡多けんみんな病院 滅菌業務

(2) 業務の目的

高知県立幡多けんみんな病院の医療に関連する器材・器具等の中央材料室における滅菌業務について、専門的な知識と、技術を有する事業者へ委託することにより、安全な医療を各医療現場へ円滑に供給することで、中央材料室の適正な管理運営と業務の効率化をもって、当院における医療従事者の業務軽減および患者サービスの一層の向上に寄与することを目的とする。

(3) 業務の履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 業務内容

中央材料室における滅菌業務

2 見積限度額

53,460千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザル方式による企画の審査を厳正かつ公正に行い、適切な契約の相手方となる候補者と次点者を選定するため、別途定める「高知県立幡多けんみんな病院 滅菌業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書の内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを保証するものではない。

候補者の選定後、候補者と高知県立幡多けんみんな病院（以下「幡多けんみんな病院」という。）は、企画提案書の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の締結に向けた手続きに進む。交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて幡多けんみんな病院と交渉を行うことになる。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契

約締結時までに登録が予定されている) 者であること。

- (2) 令和5年10月1日現在、過去3年間に、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院のうち、200床以上かつ一般病床を有する医療機関に対する、滅菌業務の受託実績があること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないものであること。
- (6) 高知県内に事業所（本社、支店、営業所等）を置く者、又は契約締結（業務開始）までに事業所を開設することが確実であると認められる者であること。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (8) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 個人情報保護に関する方針及び規程が定められていること。

6 説明会及び施設見学

日 時：令和5年10月26日（木）午後1時30分から

場 所：高知県立幡多けんみん病院 3階 経営事業課

申 込：令和5年10月25日（水）午後5時までに、説明会参加申込書（別紙様式1）を持
参またはFAXで受け付けます。FAXによる場合は、電話により着信を確認して
ください。（申込先は、「14 問い合わせ先」に同じ。）

その他：①参加者は1事業者あたり2名までとします。

②説明会には募集要領（仕様書を含む。）等をご持参ください。

7 質疑と回答

質疑は令和5年10月31日（火）午後5時までに別紙様式2により持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）もしくはFAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は幡多けんみん病院ホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

本プロポーザルの参加を希望する事業者は、プロポーザル参加申込書（別紙様式3）に資格要件の確認書類（別紙様式4）等を添えて申込をしてください。申込にあたって提出する書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	内容	規格	部数
3	プロポーザル参加申込書	参加をする事業者が記名・押印すること。	A4縦	正本 1部

4	誓約書	欠格要件がないことの誓約	A4縦	副本 7部
5	事業者概要書	【添付資料】 パンフレットや会社案内等の資料を添付すること(既存資料のままでよい)。	A4縦	
6	事業実績一覧表	滅菌業務の受託実績	A4縦	

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和5年11月8日（水）午後5時（必着）

③ 提出先

〒788-0785 高知県宿毛市山奈町芳奈3番地1

高知県立幡多けんみん病院 経営事業部 経営事業課

TEL 0880-66-2225（直通）

(2) 資格要件の確認

幡多けんみん病院経営事業課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和5年11月9日（木）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土日祝日を除く。）以内に、書面により病院長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

② 病院長は説明を求められたときは、令和5年11月17日（金）までに書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「高知県立幡多けんみん病院 滅菌業務委託公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「高知県立幡多けんみん病院 滅菌業務委託公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。なお、参加者は、審査委員会に対するプレゼンテーションを実施してください。実施する日時、場所及び出席者等については別途通知します。

11 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、1週間以内にすべての参加者に文書で通知します。

なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象とな

ります。

高知県情報公開制度

[<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>]

1.2 日程

令和5年10月25日(水) 説明会参加申込〆切
令和5年10月26日(木) 説明会
令和5年10月31日(火) 質疑書提出〆切
令和5年11月2日(木) 質疑書への回答(ホームページ掲載)
令和5年11月8日(水) 参加申込及び資格確認書類提出〆切
令和5年11月9日(木) 参加資格審査通知(電子メール)
令和5年11月24日(金) 企画提案書の提出〆切
令和5年11月下旬～令和5年12月上旬(予定) 審査委員会(プレゼンテーション)
令和5年12月上旬(予定) 審査結果通知

1.3 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します(幡多けんみん病院内及び審査委員会での使用に限る。)
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を非開示理由書(別紙様式7)により提出してください。

開示・非開示の判断は当該非開示理由書に基づき行うものではなく、当該非開示理由書を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

1.4 問い合わせ先

〒788-0785 宿毛市山奈町芳奈3番地1

高知県立幡多けんみん病院

担当者 経営事業課 山田

電話番号 0880-66-2222

ファクシミリ 0880-66-2111

電子メール 620108@ken.pref.kochi.lg.jp

幡多けんみん病院ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/hata/>

1.5 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の幡多けんみん病院との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。

(3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。

- ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合